

令和 7 年定例第 2 回市議会会議録 (第 5 日)

令和 7 年 6 月 27 日 午前 9 時 30 分 定例第 2 回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1 番	諸 富 正 也	9 番	前 原 武 美
2 番	三小田 智 裕	10 番	上津原 博
3 番	黒 田 清 隆	11 番	荒 卷 隆 伸
4 番	河 野 一 仁	12 番	瀬 口 健
5 番	森 弘 子	13 番	中 尾 眞智子
6 番	奥 菌 由美子	14 番	中 島 一 博
7 番	吉 原 政 宏	15 番	宮 本 五 市
8 番	古 賀 義 教	16 番	牛 嶋 利 三

2. 不応招議員は次のとおりである。

な し

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	久保井 千代	係長	高野 志乃扶
参与	田中 裕樹	書記	池田 祐司

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	松嶋 盛人	財政課長	大坪 康春
副市長	森田 泰平	企画振興課長	渡邊 満昭
教育長	藤岡 育代	総合政策課長	村越 公貞
総務部長	梶嶋 晋治	介護支援課長兼 地域包括支援 センター長	山下 優子
保健福祉部長兼 福祉事務所長	田中 聡美	子ども子育て課長	甲斐田 美紀
市民部長兼 市民課長	松藤 典子	環境政策課長	中村 栄志
環境経済部長	岡 俊幸	商工観光課長	垣田 智章
建設都市部長	城戸 邦宏	学校教育課長	松尾 郁代
教育部長	堤 則勝	農林水産課長	猿本 邦博
消防長	北嶋 俊治	上下水道課長	松尾 友博
企画部長	坂本 生治	教育総務課長	河野 成嗣
総務課長	平川 貞雄	教育総務課 学校施設係長	今村 幸助

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 発言取消しの申出について
- (2) 発議第4号 みやま市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- (3) 議案第31号 みやま市企業誘致基金条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第32号 みやま市奨学金条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 議案第33号 みやま市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基

準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- (6) 議案第34号 工事請負契約の締結について
- (7) 議案第35号 財産の取得について
- (8) 議案第36号 財産の取得について
- (9) 議案第37号 財産の処分について
- (10) 議案第38号 令和7年度みやま市一般会計補正予算（第1号）
- (11) 議案第39号 令和7年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- (12) 議案第40号 工事請負契約の変更契約の締結について
- (13) 請願第1号 知的障害者が安心して暮らせる障害者支援施設等の整備を求める政府意見書の提出についての請願書
- (14) 請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する請願書
- (15) 閉会中の継続調査の申出について

(追加日程)

- (1) 発議第5号 知的障がい者が安心して暮らせる入所施設を求める意見書
- (2) 発議第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書

午前9時30分 開議

○議長（牛嶋利三君）

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 発言取消しの申出について

○議長（牛嶋利三君）

日程第1．発言取消しの申出についてを議題といたします。

12番瀬口健君より、6月18日の一般質問における発言取消しの申出があります。

瀬口健君の発言を許します。12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）（登壇）

おはようございます。12番議員の瀬口でございます。

6月18日の一般質問時における私の発言のうち、個人名についての発言を取り消したいので、議会において許可されるよう、みやま市議会会議規則第65条の規定により申し出ます。

どうぞ皆さんよろしくお願ひいたします。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、お諮りいたします。発言取消しの申出を許可することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、瀬口健君からの発言取消しの申出を許可することと決定をいたしました。

日程第2 発議第4号

○議長（牛嶋利三君）

日程第2. 発議第4号 みやま市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由の説明を求めます。10番上津原博君。

○10番（上津原 博君）（登壇）

改めましておはようございます。発議第4号 みやま市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、現在の社会情勢等を踏まえ、携帯品規定の見直しを行うため、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容としましては、第152条、携帯品の規定について、「、外とう、えり巻、つえ、かさ」を「、コート、マフラー、傘」に改め、同条中、「議長の許可を得たときは」を「会議の出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては」に改めるものです。

以上、みやま市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由の説明を終わります。

皆様方の御理解と御賛同を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

発議第4号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、発議第4号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第4号を採決いたします。

お諮りをいたします。発議第4号は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、発議第4号 みやま市議会会議規則の一部を改正する規則の制定については原案どおり可決をされました。

日程第3 議案第31号

○議長（牛嶋利三君）

日程第3．議案第31号 みやま市企業誘致基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件は総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めます。吉原総務常任委員会委員長お願いします。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

皆さんおはようございます。それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第31号 みやま市企業誘致基金条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、6月24日、梶嶋総務部長、大坪財政課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、企業誘致を推進するに当たり、既存の企業誘致基金と地域雇用創出推進基金を統

合するため、条例の一部を改正するものです。

あわせて、附則において、地域雇用創出推進基金条例を廃止としております。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第31号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第31号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第31号 みやま市企業誘致基金条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第4 議案第32号

○議長（牛嶋利三君）

日程第4．議案第32号 みやま市奨学金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件は文教厚生常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めます。中尾文教厚生常任委員会委員長お願いします。

○文教厚生常任委員長（中尾眞智子君）（登壇）

それでは、文教厚生常任委員会の結果と報告を申し上げます。

議案第32号 みやま市奨学金条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委

員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、6月25日に堤教育部長、河野教育総務課長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、奨学金の受給資格を緩和し、制度をより有益なものとするため、条例を改正するものです。

本市奨学金については、平成30年度高等学校等入学者より実施し、受給対象者の高等学校等への進学後に年度ごとに支給しているところですが、本市奨学金と他の制度による奨学金との重複受給が認められていないなどの理由から利用者が伸び悩んでいる現状を受け、制度がより有益なものとなるよう、規則で定める他の制度の奨学金との重複受給を可能とするよう条例を改正するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第32号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

議案第32号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第32号 みやま市奨学金条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第5 議案第33号

○議長（牛嶋利三君）

日程第5．議案第33号 みやま市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件は産業建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。中島産業建設常任委員会委員長をお願いします。

○産業建設常任委員長（中島一博君）（登壇）

皆さんおはようございます。産業建設常任委員会委員長報告を申し上げます。

議案第33号 みやま市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、6月23日に城戸建設都市部長、石橋都市計画課長及び関係課長、係長等に出席を求め、委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の改正に伴い、条例で引用する条項に条ずれが生じたため、所要の改正を行うものです。

改正の内容は、これまでの第3条第6号中、「第21条第2項第1号」から「第22条第2項第1号」と改正するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第33号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第33号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第33号 みやま市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第6 議案第34号

○議長（牛嶋利三君）

日程第6．議案第34号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本件は文教厚生常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。中尾文教厚生常任委員会委員長をお願いします。

○文教厚生常任委員長（中尾眞智子君）（登壇）

それでは、議案第34号 工事請負契約の締結について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、6月25日に堤教育部長、村井社会教育課長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、市立図書館・歴史資料館空調設備の機械改修工事に伴い、その予定価格が150,000千円以上になることから議会の議決を付すものです。

当該工事については、契約締結後、直ちに着工し、令和8年3月23日の完成を予定しています。

工事の概要については、空調設備の老朽化及び環境負荷への対応を行い、図書館業務の安定性を図るため、現在の灯油を使用した吸収式冷温水発生装置の熱源設備を電力方式に改修するものです。

今回の工事に当たっては、条件付一般競争入札を実施しており、その結果、工事請負人は藤和・大久保特定建設工事共同企業体、請負金額は160,840,900円であります。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第34号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

議案第34号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第34号 工事請負契約の締結については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第7 議案第35号

○議長（牛嶋利三君）

日程第7. 議案第35号 財産の取得についてを議題といたします。

本件は文教厚生常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めます。中尾文教厚生常任委員会委員長お願いいたします。

○文教厚生常任委員長（中尾眞智子君）（登壇）

それでは、議案第35号 財産の取得について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、6月25日に堤教育部長、松尾学校教育課長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、国のG I G Aスクール構想第2期を迎え、小学校学習用タブレット機器1,743台を一斉に更新するもので、その予定価格が20,000千円以上となることから議会の議決を付すものです。

学習用タブレット端末については、文部科学省の「G I G Aスクール構想の実現 学習者用コンピュータの調達等ガイドライン」において、原則として共同調達によることとされて

おり、本市においても福岡県G I G Aスクール推進協議会の実施する共同調達に参加し、当協議会で実施された公募型プロポーザルにより選定された受託候補者との随意契約を締結することとしています。

共同調達に係る公募型プロポーザル及び受託候補者との交渉の結果、学習用タブレット端末1,743台及び附属品等の取得価格は96,745千円、契約の相手方は株式会社内田洋行九州支店であります。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。10番上津原博君。

○10番（上津原 博君）

今回、随意契約ということで、全体が1,743台、取得価格が96,745千円ということでありますがけれども、審議の中で1台の適正価格みたいな話はあったんですかね。そこら辺はどうでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

中尾文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員長（中尾眞智子君）（登壇）

1台についての適正価格という話は、今回は委員会の審査の中では出ておりません。申し訳ありません。よろしいですか。審議をしておりません。

○議長（牛嶋利三君）

よろしいですか。（「なかったなら仕方ない」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第35号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

議案第35号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第35号 財産の取得については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第8 議案第36号

○議長（牛嶋利三君）

日程第8. 議案第36号 財産の取得についてを議題といたします。

本件は総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。吉原総務常任委員会委員長をお願いします。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第36号 財産の取得について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、6月24日、北嶋消防長、宮本消防本部総務課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、みやま市消防団上庄分団の消防車両更新のため、消防車両1台を購入するもので、その予定価格が20,000千円以上となることから議会の議決を付すものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第36号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

議案第36号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第36号 財産の取得については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第9 議案第37号

○議長（牛嶋利三君）

日程第9. 議案第37号 財産の処分についてを議題といたします。

本件は産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めます。中島産業建設常任委員会委員長お願いします。

○産業建設常任委員長（中島一博君）（登壇）

産業建設常任委員長報告を申し上げます。

議案第37号 財産の処分について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、6月23日に岡環境経済部長、垣田商工観光課長及び関係係長等に出席を求め、委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、市有地であるみやま柳川インターチェンジ北地区産業団地を譲渡価格887,748,155円にてヤマエグループホールディングス株式会社の事業用地として売却するため、財産を処分するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。10番上津原博君。

○10番（上津原 博君）

今回の分で、ちょっと腑に落ちない点が1点あります。単価について、これは番地は全部で8番地、全部分かれてありますけれども、単価が全部一緒ということは、この理由は何か話があったんですかね。それをちょっと教えてください。

○議長（牛嶋利三君）

中島産業建設常任委員会委員長。

○産業建設常任委員長（中島一博君）（登壇）

別に聞いておりませんが、たしか用途は宅地と雑種地やったですかね。多分、平米16千円で、5万5,000平米ぐらいですかね。事前には聞いておりません。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

10番上津原博君。

○10番（上津原 博君）

なぜかといえば、ちょっと私、気になる分は、今まで道の駅の取得状況のときに、道沿いの土地は高かったはずですよ。道に付随した奥のほうの、いわゆる農地については多分安かった記憶がありますけれども、何で今回、全部一緒の価格なのかというのがちょっと腑に落ちなかったもので、審議していないなら仕方ないです。いいです。結構です。

○議長（牛嶋利三君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第37号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

議案第37号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第37号 財産の処分については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第10 議案第38号

○議長（牛嶋利三君）

日程第10. 議案第38号 令和7年度みやま市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第38号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第38号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第38号 令和7年度みやま市一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決をされました。

日程第11 議案第39号

○議長（牛嶋利三君）

日程第11. 議案第39号 令和7年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第39号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第39号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第39号 令和7年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決をされました。

日程第12 議案第40号

○議長（牛嶋利三君）

日程第12. 議案第40号 工事請負契約の変更契約の締結について、提案理由の説明を求めます。松嶋市長お願いします。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

では、議案第40号 工事請負契約の変更契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、令和6年臨時第2回市議会にて可決いただきました高田小学校体育館本体建築工事につきまして、当該工事請負契約に変更が生じたことから、みやま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

変更契約の主な内容でございますが、まず、児童などへの安全対策としまして、建築確認申請での協議の結果、体育館本体基礎の耐荷重計算方法の見直しにより、はり、スラブ、鉄筋等の仕様を変更するとともに、アリーナ床下の支持脚のJ I S規格に準じた仕様への変更等により、工事に関する経費が増加しますことから、請負金額を14,843,400円増額し、総額681,710,700円とするものでございます。

資料として、契約内容表、変更工事内訳書及び変更箇所図を添付しておりますので、御参照いただきたく存じます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行います。質疑ございませんか。10番上津原博君。

○10番（上津原 博君）

変更内容で若干、変更後、金額が下がっている分があります。その分について、ここで渡り廊下の屋根の仕様を変更したためということでもありますけれども、ちょっとどういった変更なのか。その変更によって児童の安全が確保できるのか、そこら辺についてお聞かせ願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

河野教育総務課長お願いします。

○教育総務課長（河野成嗣君）

減額となっております渡り廊下の建築工事の件につきましてでございますけれども、もともとは渡り廊下の屋根の部分を、ガルバリウム鋼板をきれいに並べて、意匠を重点に置いた設計となっておりますけれども、それを車庫の上によく見られる波板のような仕様に変えたことによりまして予算の減額が生じているということになっております。子供たちの安全面については問題ないということで認識いたしております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第40号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第40号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第40号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第40号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第40号 工事請負契約の変更契約の締結については原案のとおり可決をされました。

日程第13 請願第1号

○議長（牛嶋利三君）

日程第13. 請願第1号 知的障害者が安心して暮らせる障害者支援施設等の整備を求める政府意見書の提出についての請願書についてを議題といたします。

本件については文教厚生常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めまいります。中尾文教厚生常任委員会委員長をお願いします。

○文教厚生常任委員長（中尾眞智子君）（登壇）

それでは、請願第1号について報告をいたします。

請願第1号 知的障害者が安心して暮らせる障害者支援施設等の整備を求める政府意見書の提出についての請願書について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、6月25日に田中保健福祉部長、野田福祉課長並びに関係係長の出席の下、委員会を開催いたしました。

この請願の趣旨は、知的障がい者が安心して暮らせる障がい者入所施設等の整備が実現できるよう、国の関係機関へ意見書提出を求めるものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより請願第1号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択です。

請願第1号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、請願第1号 知的障害者が安心して暮らせる障害者支援施設等の整備を求める政府意見書の提出についての請願書については、委員長報告のとおり採択をされました。

日程第14 請願第2号

○議長（牛嶋利三君）

日程第14. 請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する請願書を議題といたします。

本件については総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。吉原総務常任委員会委員長をお願いします。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する請願書について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、6月24日、梶嶋総務部長、大坪財政課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

この請願の趣旨は、自治体の安定的な財政運営を行うためには、地方交付税総額を確保し、地方の安定的な財政運営を実現し、地域の行政サービス水準を守るため、2026年度政府予算における地方財政の充実・強化を目指す必要があることから、国の関係機関へ意見書の提出を求めるものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより請願第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

請願第2号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する請願書は、委員長報告のとおり採択をされました。

それでは、ここでお諮りをいたします。発議第5号 知的障がい者が安心して暮らせる入所施設を求める意見書及び発議第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書を日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、発議第5号及び発議第6号を日程に追加し、直ちに議題とすることと決定をいたしました。

追加日程第1 発議第5号

○議長（牛嶋利三君）

追加日程第1. 発議第5号 知的障がい者が安心して暮らせる入所施設を求める意見書を議題といたします。

事務局長より朗読いたします。久保井議会事務局長お願いします。

○議会事務局長（久保井千代君）

〔朗読省略〕

○議長（牛嶋利三君）

提出議員の説明を求めます。13番中尾眞智子君。

○13番（中尾眞智子君）（登壇）

発議第5号の提案理由説明をいたします。

発議第5号 知的障がい者が安心して暮らせる入所施設を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、先ほど採択された請願第1号の願意及び地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関に対し、意見書を提出するものであります。

なお、内容につきましては、ただいま事務局長が朗読により説明したとおりでございます。

皆様の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

発議第5号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、発議第5号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第5号を採決いたします。

お諮りをいたします。発議第5号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、発議第5号 知的障がい者が安心して暮らせる入所施設を求める意見書は原案のとおり可決をされました。

追加日程第2 発議第6号

○議長（牛嶋利三君）

追加日程第2. 発議第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

事務局長より朗読をいたします。久保井議会事務局長をお願いします。

○議会事務局長（久保井千代君）

〔朗読省略〕

○議長（牛嶋利三君）

ありがとうございます。

続きまして、提出議員の説明を求めてまいります。7番吉原政宏君をお願いします。

○7番（吉原政宏君）（登壇）

それでは、発議第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、先ほど採択された請願第2号の願意及び地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関に対し、意見書を提出するものであります。

なお、内容につきましては、ただいま事務局長が朗読により説明したとおりでございます。

皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

発議第6号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。発議第6号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。
これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第6号を採決いたします。

お諮りをいたします。発議第6号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、発議第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書は原案のとおり可決をされました。

ここで暫時休憩しましょうか。どげんですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

そしたら、10分間休憩したいと思います。45分でよかですね。休憩いたします。

午前10時32分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き会議を再開してまいりたいと思います。

日程第15 閉会中の継続調査の申出について

○議長（牛嶋利三君）

日程第15. 閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

各委員長から、目下委員会におきまして調査中の事件について、会議規則第111条の規定によって、タブレットでお配りをしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がございます。

お諮りをいたします。委員長から申出のとおり、次の定例会まで閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、委員長から申出のとおり、次の定例会まで閉会中の継続調査とすることと決定をいたしました。

特別委員会につきましては、調査が終了するまで閉会中の継続調査となっておりますが、調査事項が別紙のとおりでございますので、御承知おきをお願いしておきたいと思っております。

お諮りをいたします。本会議中、誤読などによる条項、字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第43条により議長に委任いただきたいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字等の整理、訂正は議長に委任することと決定をいたしました。

これをもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和7年定例第2回市議会を閉会いたします。

午前10時47分 閉会

上記会議の次第は、久保井千代の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

みやま市議会議長 牛嶋 利 三

みやま市議会副議長 前 原 武 美

みやま市議会議員 上津原 博

みやま市議会議員 荒 卷 隆 伸